

問い合わせ先

(EY India 駐在)  
山口 哲男・松田 博司  
早坂 周子・本山 禎晃  
ヴィジェイ・ラマスワミ

(EY Japan 駐在)  
城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、  
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[tetsuo.yamaguchi@in.ey.com](mailto:tetsuo.yamaguchi@in.ey.com)  
[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)  
[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)  
[sadaaki.Motoyama@in.ey.com](mailto:sadaaki.Motoyama@in.ey.com)  
[Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com](mailto:Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com)  
[joichi-tksh@shinnihon.or.jp](mailto:joichi-tksh@shinnihon.or.jp)

# JBS フラッシュニュース

2016 年 12 月号

1. 【税務】モデル GST 法改正のハイライト
2. 【税務】高額紙幣無効化により表出したブラックマネーの税務上の取扱いに対処するため下院に法案提出
3. 【税務】全ての償却資産に対する減価償却率を40%に制限
4. 【税務】インド-キプロス租税条約改正



# EY

Building a better  
working world

先般改正されたモデルGST法について、12月2日、3日のGST審議会で詰め審議が行われましたが、合意に至らず、11日、12日の会合に持ち越しとなりました。会期中の冬季国会に上程され、いつ採択されるか、物品の課税区分リストがいつ公表されるのか、明年のGST導入へ向けての正念場が続きます。本稿では、当該改正モデルGST法その他、高額紙幣無効化によりあぶり出されたブラックマネーの税務上の取り扱い、今後、減価償却率の上限を40%にすることについての規定、そして5月のモーリシャスに続き、改正されたキプロスとの租税条約について取り上げます。

## 1. 財務省が公表したモデル GST 法改正のハイライト

財務省は 2016 年 11 月 26 日にモデル GST 法を改正しました。

2016 年 6 月 14 日に財務省は、産業界、業界団体、その他ステークホルダーからの助言を求めるため、モデル GST 法の第一次ドラフトを公表しました。

中央 GST/州 GST(改正モデル GST 法の一部)および/統合 GST 法と合わせて、GST 補償法(州政府に対する歳入補填)がパブリックドメインに公表されました。

改正法では、定義、課税、インプット税額控除、供給時点や供給地等において重要な変更がみられます。GST 規則、評価規則、免税リスト、物品およびサービスの分類についてはまだ通知されませんでした。

これらの法律は 12 月 2 日、3 日に予定されている GST 審議会の会合で審議、確定されます。そして会期中の冬季国会に上程されます。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

## 2. 政府は高額紙幣無効化により表出したブラックマネーの税務上の取扱いに対処するため下院に法案提出

本稿は所得税法の規定を改正するため、下院に提出された税法(第 2 次改正)法案の内容について説明したものです。これは、2016 年 11 月 8 日に告知された既存の 500 ルピーや 1000 ルピーの高額紙幣無効化により表出した非開示の所得の税務上の取扱いに対処するためのものです。

法案では、納税者に、(a)77.25%での納税、サーチャージ及び教育税(他の法律の免責なし)、(b)約 50%での納税、サーチャージ及び教育税と少なくとも非開示所得の 25%を無利子預金で 4 年間凍結という新しい限定期間での申告というどちらかの方法で、新しい非開示所得を申告させる機会を提供しています。

上記の機会を利用しない納税者は、延滞利息、起訴等の所得税法上の厳しい結果を招くだけでなく、10%から 60%の厳しいペナルティ(77.25%の納税に加えて)を科されることとなります。

このように、法案は所得税法上の厳しい結果を回避するため、納税者に非開示所得申告のため、機会を提供しています。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

## 3. 直接税中央委員会(CBDT)は全ての償却資産に対する減価償却率を 40%に制限

本稿は、CBDT により出された 2016 年 11 月 7 日付通達 No.103/2016/F. No.370142/29/2016 TPL に関してであり、課税所得の計算上、減価償却費の規定を改正したものです。

この通達では、これまで40%超の減価償却率の適用が可能だった全ての償却資産について減価償却率上限を40%に制限したものです。これは、(30%の通常の法人税率ではなく)25%の軽減税率を適用できる2016年3月1日以降設立、登記された新規設立製造会社も含め、全ての納税者に適用されるものです。

通達によると、新会社に対する適用は2016年4月1日から、その他納税者には2017年4月1日から適用になります。両納税者にとって適用される正確な課税年度に関しては未だ明確ではなく、CBDTによって早急に明確化される必要があります。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the alert.](#)

#### 4. インド・キプロス租税条約改正

1994年に締結されたインド・キプロス租税条約はこれまでかなりの期間を通して両国政府間で再交渉が行われてきました。先般、プレスリリースがインド政府より発行され、原則として交渉が終結し、まもなく署名される見込みです。

2016年11月18日には別のプレスリリースが出され、インド・キプロス間の改正租税条約が議定書(改正租税条約)とともに署名がされた旨が発表されました。プレスリリースによると、改正租税条約は1994年租税条約と差し替えになり、下記規定がされています。

- 株式譲渡によるキャピタルゲインの源泉地国課税
- 2017年4月1日より前に行われた投資は適用除外となり、引き続き居住国でのみ課税
- 「徴収共助」の新規定
- 「情報交換」の規定は国際水準に合わせて強化、銀行関連の情報の交換が許容され、それら情報を課税以外での目的でも利用可能とする
- 「PE(恒久的施設)」の範囲が拡大されている
- 「ロイヤリティ」の限度税率が(現行の15%から)、インド税法に合わせて10%に軽減
- その他規定を国際水準に合わせて更新、租税条約におけるインドの政策との調和を図る

改正租税条約はインドおよびキプロス国内の必要な手続きを経た後に施行され、2017年4月1日以降発生する所得について適用されるものと思われます。

また、GOC(キプロスプレスリリース)によって同様の状況の発表がされました。キプロスのプレスリリースは、インド政府が、改定租税条約が効力を発揮した後、“通知管轄地域”とされていたキプロスの格付けを2013年11月1日に遡って取り下げると言及しました。一方でそのような発表はインドのプレスリリースではありませんでした。

改正租税条約の文面は未だ公表されていません。今後明らかになり次第、状況をお知らせ致します。

### コメント

唐突な高額紙幣の無効化はインド社会に激震を走らせました。ちょうど同じ頃、トランプ氏の選挙戦勝利が報道され、世界を揺るがしました。そして、明年、GST導入という大きな波が押し寄せてきます。その「時」をいかに迎えるのか、今、問われています。大切な「今」を、私どもは御社のパートナーとして、サポートして参りたいと存じております。

### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。